

一一 三権分立

一 「三権分立」とは、通常、「國家作用を立法・司法・行政の三権に分け、各々を担当する者を相互に分離独立させ、相互に牽制させる統治組織原理」のことと指すものとして使われている。

二 日本国憲法においては、立法権は国会に（第四一条）、行政権は内閣に（第六五条）、司法権は裁判所に（第七六条第一項）、それぞれ属することとされており、また、それらの間には、議院内閣制、内閣の裁判官任命権、違憲立法審査権等の相互に他を抑制し、均衡を保つ仕組みが定められている。

（参考）三権の間の相互抑制の仕組みの主要なものを挙げれば、次のとおりである。

- 1 立法と行政
 - (1) 立法の行政に対する抑制
 - ① 内閣総理大臣の国会による指名（第六七条）
 - ② 内閣総理大臣及びその他の国務大臣の過半数は国會議員であること（第六七条、第六八条）
 - ③ 内閣は、国会に対して連帯して責任を負うこと（第六六条第三項）
 - ④ 内閣は、衆議院の信任を必要とすること（第六九条）
 - (2) 行政の立法に対する抑制
 - ① 内閣の衆議院解散権（第七条、第六九条）
- 2 行政と司法
 - (1) 行政の司法に対する抑制
 - ① 内閣の裁判官任命権（第七九条）



- (2) 司法の行政に対する抑制
- ① 行政権の執行に対する裁判権の行使（第七六条第二項）
 - ② 違憲立法審査権（第八一条）

3 司法と立法

- (1) 司法の立法に対する抑制
 - ① 違憲立法審査権（第八一条）
- (2) 立法の司法に対する抑制
 - ① 弹劾裁判所（第六四条）

（国会答弁例）

〔参・予算委 昭六一・五・一一〇〕
味村内閣法制局長官 答弁

○政府委員（味村治君） 三権分立は我が国の憲法の基本的な統治組織でござります。したがいまして、国会、内閣、裁判所というそれぞれの三権を担当する機関がそれぞれ独立に職權を行うこととなつております。ただ、その相互の間の牽制作用といふのはもちろんございまして、内閣は議院内閣制でござりますし、国会が御制定になりました法律、これについてはその解釈を裁判所がするわけでござりますから、裁判所が判断をするについては、国会の御制定になりました法律に拘束されるということに相なつてゐるわけでござります。

また、裁判所は御承知のように違憲立法審査権というのを持っておりまして、国会の御制定になつた法律でございましても、憲法違反であるということになればその旨の判断をするというようだに、あるいは内閣は裁判官の任命をするというように、相互の間の牽制作用があるわけでございますが、それぞれそういうふうにお互いに介入するのには憲法に基づく権能が必要であるということでございまして、その憲法に基づく権能以外の介入というものはこれは憲法上許されていないというふうに私どもは解しております。・・・

[衆・予算委 昭六一・七・一四]
味村内閣法制局長官 答弁

○味村政府委員 三権分立と申しますと、委員がただいま述べられましたように、國家作用を立法、司法、行政の三つに分かちまして、そのおのおのを担当いたします機関を相互に分離、独立させ、それらの機関を相互に牽制させるという統治組織の原理であると心得ております。この原理は、委員御指摘のような理念に基づきまして、近代民主主義国家におきまして広く採用されているところでございまして、日本国憲法の定めております統治組織もこの原理を基本原理としておる次第でござります。・・・

[衆・決算委 昭六三・四・一〇]
大出内閣法制局第一部長 答弁

○大出政府委員 三権分立といいますのは、通常は国家作用を立法、司法、行政の三権に分けまして、おののを担当する機関を相互に分離、独立させ、それらの機関を相互に牽制させるという統治組織の原理のことを指すものと承知をいたしております。日本国憲法の定めております統治組織もこの原理を基本的原理といたしておる次第であります。日本国憲法のもとにおける立法、司法及び行政の三権の間の関係は、戦後約

四十年の間に調和と均衡を維持して発展をしてきているものと承知いたしております。

〔衆・予算委一分科 平一〇・三・一九〕
村岡内閣官房長官 答弁

○村岡国務大臣 ・・・ 三権分立とは、通常、国家作用を立法、司法、行政の三権に分け、おのおのを担当するものを相互に分離、独立をさせ、相互に牽制させる統治組織原理のことを指すものとして使われているものと思っております。

日本国憲法においては、立法権は国会に、行政権は内閣、司法権は裁判所にそれぞれ属することとされており、それらの間には、議院内閣制、内閣の裁判官任免権（注・任命権の誤り）、違憲立法審査権等の相互に他を抑制し均衡を保つ仕組みが定められている・・・